

② くらよしプレミアム付飲食券加盟飲食店(兼くらよし観光専用クーポン配布店) 募集要領



「くらよしプレミアム付飲食券」加盟飲食店
(兼「くらよし観光専用クーポン」配布店)

募集のご案内

(一社)倉吉観光 MICE 協会は、令和3年度倉吉市観光施設等誘客促進支援業務の委託を受け、このたび倉吉市が発行する「くらよしプレミアム付飲食券」加盟飲食店 (兼「くらよし観光専用クーポン」配布店) を募集いたします。

加盟飲食店への登録を希望される場合、本募集要領の各期限内にお申込みください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化により、事業内容を急きょ変更する可能性がございます。予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

このたびは次の3種を募集いたします。このうち、本紙は ② の募集案内となります。

- ① 「くらよしプレミアム付飲食券」販売事業者
- ② 「くらよしプレミアム付飲食券」加盟飲食店(兼くらよし観光専用クーポン配布店) ※飲食業向け
- ③ 「くらよし観光専用クーポン」利用可能店舗・施設
※観光・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス事業者向け

①③は、別に公募する各募集案内をご確認ください。それぞれホームページにて公開しています。

一般社団法人倉吉観光 MICE 協会

くらしプレミアム付飲食券について

1. 「くらしプレミアム付飲食券」発行の目的

8 月末で Go To Eat キャンペーンの事業が終了予定となっていることから、飲食店で利用できる独自のプレミアム付飲食券(以下、「飲食券」といいます)の発行により、長期化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大で大きな影響を受け続けている市内飲食店の利用促進を図ります。

2. 飲食券の概要

名称	くらしプレミアム付飲食券
発行者	倉吉市
受託事業者	(一社)倉吉観光 MICE 協会
発行数	18,000 セット
額面	1 セット 5,000 円 (500 円券×10 枚綴り:B4 サイズ1枚)
販売価格	1 セット 4,000 円 (プレミアム相当は 1,000 円分、プレミアム率 25%)
販売期間	令和 3 年 10 月 1 日(金)～令和 3 年 11 月 30 日(火)
使用期間	令和 3 年 10 月 1 日(金)～令和 4 年 1 月 31 日(月)
加盟飲食店負担金	無し

3. 飲食券の取扱い

- (1) 飲食券は、加盟飲食店での取引においてのみ使用できます。
- (2) 飲食券は、GoTo トラベル地域共通クーポン、他の地方自治体発行クーポン類と併用できます。
- (3) 飲食券は次の用途には使用出来ません。
 - ・飲食券を単に現金化すること及びこれに類する行為。飲食券を担保に供し、または質入れすること。
 - ・換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等)、たばこ事業法に規定する製造たばこの購入。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い。
 - ・国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い。
 - ・飲食券の交換や売買。
 - ・発行者が飲食券の使用に相応しくないと判断したもの。
- (4) 飲食券の額面以下の使用の場合、お釣りは支払いません。
- (5) 飲食券の額面以上の使用の場合、不足分は現金(電子マネー含む)にて受け取り下さい。
- (6) 飲食券の盗難・紛失、換金期限切れ等による損失に対して発行者は責任を負いません。また、飲食券の盗難・紛失については損害賠償が発生する場合がございます。
- (7) 上記禁止行為、使用対象にならないものによる飲食券の使用が発覚したときは、損害賠償、登録の抹消、換金の拒否その他処分を行う場合がございます。

4. 加盟飲食店への応募資格

鳥取県内に本社・本店を置く飲食店で、加盟飲食店の応募資格は申込書兼誓約書の提出時点において、次の要件を全て満たしている事が条件です。

- (1) 本社本店が鳥取県内にあり、倉吉市内に所在し、固定施設による店舗がある者
- (2) 食品衛生法第 55 条(旧法第 52 条)の飲食店営業の許可を受けた事業者であり、主として飲食物を提供する

者に限って使用できる。ただし、学校給食、社員食堂等、利用者が限定される店舗は除く。(営業許可証のコピー又は写真を提出)

- (3) 「くらし観光専用クーポン」の配布条件に基づき、飲食利用者に当クーポンを配布することに協力し、同意する者 ※『加盟飲食店(兼くらし観光専用クーポン配布店)』という。(但し、一次募集期限までに申込する者に限る。9月11日以降に申込する飲食店はクーポン配布は無い。)
- (4) 鳥取県の「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」又は「新型コロナ安心対策認証店」に登録していること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業(同条第1項第1号から3号を除く。)を行っていない者
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行っていない者
- (7) 役員等(法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとします。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の構成員(以下「暴力団員」といいます。)である者若しくは暴力団又は暴力団員が経営に関与していない者
- (8) 暴力団員を雇用していない者
- (9) 暴力団又は暴力団員を問題解決の為に利用していない者
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際をしていない者
- (11) 暴力団又は暴力団員であること若しくは(7)から(10)までに掲げる行為を行う者と知りながら、その者に飲食の製造、仕入、納入やその他業務を下請け等させていない者

5. 加盟飲食店の責務等

加盟飲食店は次に掲げる事項を遵守して下さい。

- (1) 加盟飲食店であることが飲食券使用者に対して明確になるよう、別途配布する加盟明示広報物(加盟飲食店ステッカー)をわかりやすい場所に掲示して下さい。
- (2) 使用者が持ち込んだ飲食券について、明らかに偽造・模造されたと判別出来る場合は、飲食券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに倉吉観光 MICE 協会事務局へ連絡して下さい。但し、こうした飲食券を受領した場合、参画店舗・施設の責務といたします。
- (3) 飲食券を受け取った際は、飲食券裏面に加盟飲食店を特定できる印章を押印し、再使用防止措置を講じて下さい。また、既に加盟飲食店の印章が押印された飲食券利用を提示された場合は受取りを拒否して下さい。
- (4) 飲食券の交換、売買は行わないでください。
- (5) その他、本事業の運営にご協力ください。事業終了後又は事業期間中、倉吉市の要請により飲食券事業の成果等に関するアンケート回答をお願いする場合があります。
- (6) 3つの「密」を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めて下さい。

6. 加盟飲食店への申込方法等

申込方法等は次のとおりです。

申込期間	令和3年8月30日(月)～令和4年1月20日(水)	
申込期間による区分と違い	【一次募集期間】 令和3年 8月30日(月)～9月10日(金)	※「くらし観光専用クーポン配布店」として自動登録します。 ※飲食券購入者に配布する「使える飲食店(兼クーポンがもらえる飲食店)」等の印刷物、日本海新聞折込チラシ(9月下旬)、Web(当協会ホームページ、SNS広報媒体)に掲載します

	【二次募集期間】9月11日(土)～ 令和4年1月20日(木)	※「くらし観光専用クーポン」配布はありません。 ※二次募集期間内にお申込された場合、Web（当協会ホームページ、SNS 広報媒体）にのみ随時掲載します。 ※お申込みの受付から利用開始となるまで、3日間要します。
申込方法	① FAX（倉吉観光 MICE 協会 FAX 0858-24-5015 宛） ② 持参・郵送（倉吉観光 MICE 協会事務局まで） ③ E-mail（送信先アドレス shirakabe.information@gmail.com ） ④ Web 申込（倉吉観光 MICE 協会ホームページ内の申込フォームより）	
申込時 必要書類	<p>▶ 「くらしプレミアム付飲食券」加盟飲食店登録申請書兼誓約書 申込方法①②③の場合は必要です。倉吉観光 MICE 協会ホームページよりダウンロード可。 申込方法④の場合は、Web より入力、誓約いただきます。</p> <p>▶ 営業許可証のコピー又は写真（申込方法①～④いずれの方法でも提出が必要です。）</p>	
加盟店の 承認通知	<p>▶ 原則として、非承認となった場合のみ個別に通知します。</p> <p>▶ 申込が承認された飲食店名は倉吉観光 MICE 協会ホームページ及び新聞折込チラシへ掲載し、加盟飲食店明示広告物(加盟飲食店用ステッカー等)の発送(9月下旬)の授受により承認のお知らせとします。</p>	
<p>▶ お申込みの完了をもって本募集要領に同意されたものとみなします。</p> <p>▶ 市内に複数店舗を持つ事業者は、各店舗単位ではなく事業者単位にて複数店舗申込書に必要事項を記載のうえお申込み下さい。(すべての店舗にて同様に対応いただく必要があります。)</p>		

7. 加盟飲食店の承認取消し

本募集要領に違反する行為が認められたり、お申し込みの内容に虚偽・不備等があったりした場合は、換金拒否や加盟飲食店の承認を取り消すことがあります。またこれにより損害金が生じた場合は当該店舗に対して損害請求をする場合があります。

8. 使用済飲食券の換金

換金については下記のとおりです。

受付期間	令和3年10月4日(月)～令和4年2月10日(木)17時必着 令和4年2月10日までに換金受付されなかった飲食券は換金出来ません。
受付場所	倉吉白壁土蔵群観光案内所 (倉吉観光 MICE 協会併設／倉吉市魚町 2568-1、案内所 TEL 0858-22-1200)
受付時間	8:30～17:00
換金方法	銀行振込みのみ（対象銀行：鳥取銀行、山陰合同銀行、倉吉信用金庫） 上記銀行に口座がない方は、新規開設頂きますようお願いいたします。 下記の必要書類を持参または郵送下さい。
必要書類	<p>▶ 使用済み飲食券（裏面に店舗名を押印） 10枚以上ある場合は10枚単位でホッチキス留めをお願いします。</p> <p>▶ 換金伝票（倉吉観光 MICE 協会ホームページよりダウンロード可） その他詳細は、換金マニュアルに記載します。</p>
支払い	飲食券持参日、郵送の場合は、郵便到着日から起算して、土日祝日を除く銀行の7営業日以内に、ご指定の口座に振り込みます。

10. その他

- (1) 本募集要領に記載されていない事項については、協議の上、決定します。
- (2) お申込み時にご記入頂いた加盟店情報については、本事業においてのみ使用し、それ以外の用途において使用することはありません。なお、加盟店情報の一部(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)について、倉吉観光 MICE 協会ホームページや飲食券周知チラシ等の広報に使用します。
- (3) 参加店舗が独自で本事業に関する広報を行う際に、飲食券デザインの使用を希望される場合は、事前に倉吉観光 MICE 協会及び倉吉市の承認が必要となります。詳細はお問い合わせ下さい。

くらし観光専用クーポンについて

1. 「くらし観光専用クーポン券」発行の目的

新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、県外からの観光客等が大幅に減少し経済的な影響を受けた市内の観光産業への経済対策を目的とし、「くらし観光専用クーポン」(以下、「クーポン」といいます)を発行し、市民・県民の消費喚起、観光客等の誘客、及び各店舗・施設の支援を図ります。

2. 「くらし観光専用クーポン」の概要

名称	くらし観光専用クーポン
発行枚数	18,000 枚 「くらしプレミアム付飲食券」の加盟飲食店にて、飲食された利用者へ 18,000 枚を配布
額面	1 枚 500 円
利用者への配布条件等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用人数を問わず、会計 2,000 円(税込)につき 1 枚(500 円)を配布。 ➢ 利用当日、複数人が同時に飲食し別会計の場合も、レシート(利用料金)合算で配布可。 ➢ <u>ご予約の段階で先払いされた利用者への配布は不可とし、飲食利用後の会計時に配布することとする。</u> ➢ <u>くらしプレミアム付飲食券の利用有無に関わらず、現金、キャッシュレス決済等の支払い方法を問わず、飲食利用があれば配布可。</u> ➢ <u>不正利用防止の観点から、店舗経営関係者(事業主、雇用社員スタッフ及びその家族親族)は、自店印のあるクーポンの受け取り、及び利用を禁止し、関係者以外の利用者に配布する。</u> <p>※各加盟飲食店の配布枚数には限りがあり、各店の配布予定枚数に達し次第、配布終了</p>
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用者は「くらしプレミアム付飲食券」への加盟飲食店で飲食後に受け取った「くらし観光専用クーポン」を、クーポンの「利用可能店舗・施設(※)」で金券として利用できる。 ➢ クーポンは、飲食代金、宿泊料金の支払いには使えない。 ➢ GoTo トラベル地域共通クーポン、他の地方自治体発行クーポンとは併用できる。 ➢ 500 円(税込)ごとにクーポン 1 枚が使い、おつりは出ない。 ➢ 現金との交換、金券・プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等には使えない。 <p>※「利用可能店舗・施設」とは、倉吉観光 MICE 協会会員で、倉吉市内に事業所を備える「観光施設・体験施設、観光土産店、タクシー・運転代行サービス」の事業者、店舗・施設をいう。</p>
クーポン仕様	ナンバリング、複製防止の加工、1,590mm×70mm(予定)、1 枚 500 円分
配布・利用期間	令和 3 年 10 月 1 日(金)～令和 4 年 1 月 31 日(月)

配布対象者	制限無し。上記配布条件に準ずる。
飲食店への各配布枚数	プレミアム付飲食券の加盟飲食店(兼くらし観光専用クーポン配布店)を取りまとめ、 <u>一次募集期限「9月10日17時時点」</u> で申込を受け付けた加盟飲食店に対し、 <u>営業許可の種類、営業形態、営業時間等により当協会が倉吉市と協議のうえ独自に規定したルールに則り、配分数を決定し配分する。</u> ※ 2回目以降の補充はなく、お預けするのは初回配分のみとなります。 ※ 二次募集期間内(9月11日以降)に申込された飲食店は、クーポン配布はありません。
配布手数料	クーポン券配布手数料は無し

3. 「クーポン配布店」への登録条件

「くらしプレミアム付飲食券」加盟飲食店として、一次募集期間内(令和3年9月10日17時必着)にお申込みの飲食店を、「配布店」として自動登録いたします。

4. 「クーポン配布店」の責務

配布店は、次に掲げる事項を遵守し承諾のうえ、当事業へのご参画をお願いいたします。

- (1) 配布店であることが飲食店利用者に対して明確になるよう、別途配布する「配布店」明示広報物(ステッカー)を見えやすい場所に掲示して下さい。
クーポン配布中は「配布しています」のステッカーを、クーポン配布終了以降は「配布を終了しました」のステッカーを掲出いただきます。
- (2) 9月下旬にクーポンを各飲食店宛へ直接送付いたします(本社本店宛にはお送りしません)。クーポン受領後速やかに、**クーポン「表面」**の押印欄に飲食店印を必ず押印して下さい。(押印無きクーポンは無効となり、受け取られた飲食店利用者がクーポン利用可能店舗・施設にて使用できませんのでご注意ください。)
- (3) クーポン配布を終了したタイミングで、必ず当協会へ「配布終了」のご連絡をお願いいたします。
- (4) 当クーポンは、公金を活用した「金券」であり、厳重な管理をお願いいたします。万一、飲食店募集要領に反した不正な取り扱いが確認された場合、当該店舗の登録(「くらしプレミアム付飲食券」加盟飲食店の登録を含む)を取り消し、残りのクーポンを回収するとともに損賠賠償請求を行うなど、事業主体である倉吉市とともに厳格な対応を執らせていただきます。
- (5) 3つの「密」を避け、ご利用者には感染しやすい「5つの場面」への注意喚起を行う等、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めて下さい。
- (6) クーポン配布期間終了後、万一未配布のクーポンが店舗に残った場合、クーポン未配布分を当協会事務局までご返却いただきます。
- (7) 倉吉市の要請により観光専用クーポン事業の成果等に関するアンケートをお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

【発行・事業主体】 倉吉市

【受託事業者(お問合せ・登録申込先)】 一般社団法人倉吉観光 MICE 協会事務局

〒682-0821 鳥取県倉吉市魚町 2568-1(赤瓦十号館内) 営業時間 8:30~17:15

電話 0858-24-5371 FAX 0858-24-5015 E-mail shirakabe.infotmation@gmail.com